

一人ひとりを大切に -子どもの人権問題-

クラスにいつもいじめられている子がいた。なぜいじめられるようになったのか、いつからいじめられているのか、わからない。「いじめのやめようよ」と言いたい気持ちもあったが、自分だけいい子ぶっているように見られて、わたしがいじめられるのではないか……。そう考えると、何も言えなかった。だから、みんなが避けているとわたしも一緒になって避け、悪口を言っている時には、一緒になって悪口を言っていた。「わたしがいじめられないため」にわたしはみんなと一緒にのこををしていた。あの子はいつも悲しそうな顔をしていたことを覚えている。

ある日、クラスの何人かの子があの子の机に落書きをしていた。わたしはその時も止めることができなかつた。放課後、忘れ物をしたことを思い出し、教室に入るとあの子がいた。入って来たわたしに気づき、わたしの方を向いた。あの子は泣いていた。そして、机の落書きを消していた。どうしていいかわからなかつたわたしは、急いで忘れ物をとると、「バイバイ」とだけ言って、教室から出て行った。

どういう気持ちで落書きに気づき、消していたのか、何を思っていたのか、初めて本気であの子の気持ちになって考えた。とても心が痛んで、涙があふれてきた。

いじめの特徴は？

学校においては、以前から「いじめ」が大きな問題とされ、様々な対策がとられています。しかしながら、依然として「いじめ」の認知件数は減少していません。

いじめは、集団における人間の力関係のアンバランスによって引き起こされるものであり、個人が抱えている弱い部分をターゲットにするものです。

人間の力関係は、授業や休み時間、部活動等、子どもが直面する場面により変化します。さらに、人間は、誰でもどこかに弱さを抱えています。したがって、個人の弱さを見つけ攻撃しようと思えば、誰でもいじめのターゲットにすることができるのです。

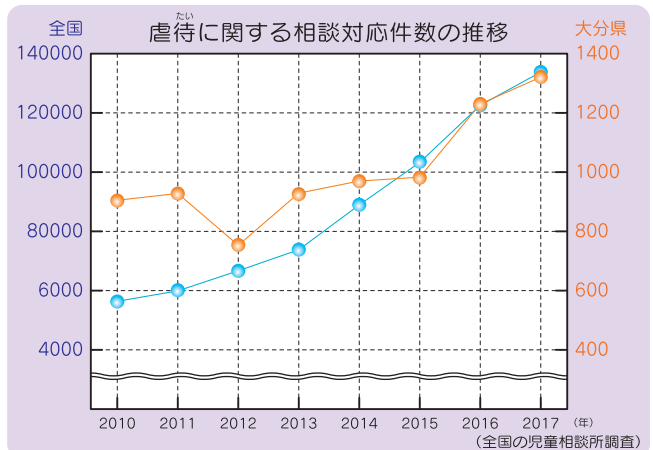
また、いじめを周囲でおもしろがったりする「観衆」や見て見ぬふりをする「傍観者」の存在が、いじめを深刻化、長期化させていきます。このような集団に特徴的なことは、人間関係が希薄で、いじめが発生しても被害者を救おうとする人物が存在しないことです。

大人の問題として

わたしたちは、一人ひとりが「いじめは卑劣で許されない行為である」という認識をもつとともに、単に子どもの問題ではなく、大人社会を写し出したものであることを厳しく受け止める必要があります。そして、すべての子どもが認められる、認められていると感じることができる家庭や地域づくりをしていくことが大切です。

児童の権利に関する条例(略称「子どもの権利条約」)抜粋

- 第1条 子どもは、18歳未満のすべてのものをいいます。
- 第2条 子どもは、差別されない権利を持っています。
- 第3条 子どもは、最高の幸せを得る権利を持っています。
- 第12条 子どもは、自由に自分の意見を言う権利を持っています。
- 第16条 子どもは、プライバシーを守られる権利を持っています。
- 第19条 子どもは、あらゆる虐待から保護される権利を持っています。



児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、すべての国民に通告する義務が定められています。(児童福祉法第25条)

虐待の種類

- 身体的虐待
殴る、ける、つねる、戸外に放置する
- ネグレクト
子育ての放棄、子どもの遺棄、衣食住を与えない
- 性的虐待
性的接触、痴漢、露出症、ポルノを見せる
- 心理的虐待
ふるまいや言葉による虐待

※2000(平成12)年「児童虐待の防止等に関する法律」が施行されました。